

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	10	府省庁名 国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 (自動車取得税)	
要望項目名	独立行政法人海上災害防止センターの組織形態見直しに係る非課税措置の創設	
要望内容(概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）において、海上災害防止センター（以下「センター」という。）の組織形態の見直しが決定された【別紙参照】ことを受け、一般財団法人への移行に伴う税制上の特例措置を講ずること。</p> <p>※ 移行後の組織形態としては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づく一般財団法人（その後公益認定申請し、公益財団法人へ移行予定）を予定しており、当該法人を排出油等の防除に関する業務等を実施する法人として海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）で指定する予定。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>組織形態の移行に伴い、センターが有する不動産（防災訓練所、消防演習場）及び自動車（普通乗用車1台）を新組織に移行する際、登記時に課せられる不動産取得税及び自動車取得税について非課税とする。</p>	
関係条文		
要望理由	<p>独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）に基づき、センターを公益法人化するにあたり、登記時に課せられる不動産取得税及び自動車取得税について非課税とすることにより、組織形態の円滑な移行を図る必要がある。</p> <p>① 租税特別措置等の背景にある政策に今日的な「合理性」が認められるか 組織形態の見直しにより、機動的・効率的な環境防災体制の充実が図られる。</p> <p>② 租税特別措置等の政策実現に向けた手段としての「有効性」が認められるか 承継時における不動産取得税及び自動車取得税の非課税措置により、組織形態の円滑な移行を図ることができる。</p> <p>③ 租税特別措置等に補助金等他の政策手段と比して「相当性」が認められるか 組織形態見直しに伴い生ずる費用を免ずることを目的とするものであるため、非課税措置が相当である。</p>	
減収見込額	（初年度） 約14 （—） （平年度） — （—） （単位：百万円）	
地方税以外の措置	既存	・ 国税 ・ 融資、補助金その他
	22年度の要望	・ 国税 登録免許税 ・ 融資、補助金その他
過去の要望経緯		
本要望に対応する縮減案		

